

セクシャル・ハラスメントの根絶を求める意見書

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、社会的に許されない行為である。

セクハラへの対策について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項は、事業主はセクハラに起因する問題に対して雇用管理上の必要な措置を講じなくてはならないと明確に定めている。

さらに、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、同法に基づく基本方針には事業主の取組や国の施策としてセクハラへの対策が掲げられており、セクハラのない職場環境の整備は女性活躍の当然の前提となるものである。

この点、平成28年度雇用均等基本調査によると、セクハラ防止対策に取り組んでいる企業は6割弱にとどまる一方で、平成27年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた労働者からのセクハラに関する相談件数は半数を超える6,827件に上り、同室の事業所に対するセクハラに関する是正指導件数も同じく半数を超えるとともに、セクハラにより退職や体調不良に追い込まれたり、事業主等に相談や申し出を行った労働者が解雇等の不利益取扱いを受けたりするケースも少なくない。

よって、国におかれては、セクハラ防止及び排除等について真摯に取り組むとともに、事業主がセクハラ防止対策を徹底して行うこと、労働者からの相談等への適切な対応や実効性のある相談体制の整備等を行うことができるよう積極的に指導や援助をするなど、セクハラの根絶に向けて取り組まれるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣
人事院総裁